

翻訳は外部業者によるものであり、外務省が内容の正確さを保証するものではありません。

国名及び調査対象地域	オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州 (NSW) 法務局被害者サービス局
回答者氏名及び所属	デニス・ファロン 被害者の権利コミッショナー代理
回答作成日	2018年1月22日

注：本文書で挙げられている質問の多くは、被害者サービス局が記入した業務範囲を超える問題に関連している。質問に回答するために最善を尽くしたが、ここでの回答は、プロセス、手続きおよび要件に関する当方の基本的な理解を反映しているに過ぎない。

I. DV被害者保護に関する法制度の概要 ※ DVの定義を含む。 ※ 法令名を含む。	
	<p>2007年犯罪 (DVおよび対人暴力) 法 (NSW) に基づくと、DVの犯罪とは、犯罪を行った者が、家庭的関係を持つ（または持っていた）者に対し行う犯罪と定義される。具体的には：</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 対人暴力犯罪、または (b) 対人暴力が起こると本質的に同じ状況から起こる（対人暴力以外の）犯罪、または、 (c) 犯罪の実行が、犯罪が行われた者を強制または支配すること、もしくはその者を脅かすまたは怖がらせる（またはその両方）ことを意図した（対人暴力以外の）犯罪。 <p>(2) 本項において、「犯罪」には、1995年連邦刑法典に基づく犯罪が含まれる。</p> <p>家庭的関係には家族が含まれる。2007年犯罪 (DVおよび対人暴力) 法 (NSW) に基づくと、ある者がもう一人の者と「家庭的関係」にあるのは、次の場合である：</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) もう一人の者と結婚している、または結婚していた、もしくは

	<p>(b) もう一人の者と事実上のパートナーである、またはそうであった、もしくは</p> <p>(c) 性的な関係を含んでいるいない、または含んでいたかどうかにかかわらず、もう一方の者と親密な個人的関係を持っている、または持っていた、もしくは</p> <p>(d) もう一人の者と同一の世帯で暮らしている、または暮らしていた、もしくは</p> <p>(e) (1999年犯罪(刑の管理)法の意味の範囲内における刑務所または1987年子供(少年院)法の意味の範囲内における少年院ではない施設において) もう一方の者と同じ住居施設において、かつもう一方の者と同時期に、長期居住者として暮らしている、または暮らしていた、</p> <p>(f) もう一方の者による継続的な有償または無償の介護に依存する関係を持っている、または持っていた、</p> <p>(g) もう一方の者の親戚である、または親戚であった、もしくは</p> <p>(h) アボリジニまたはトレス海峡諸島民の場合、その者の文化における先住民族親族システムに基づき、もう一方の者の大家族の一部または親類である、またはあった。</p> <p>注：「事実上のパートナー」は、1987年解釈法第21C条で定義されている。</p> <p>(2) 本法の目的において、二人の者が両方とも、第(1)(a)項、(b)項または(c)項に定める種類の家庭的関係を同じ者と持っていた場合、両者もお互いに「家庭的関係」にある。</p> <p>注：女性の元パートナーおよび現在のパートナーは、したがって、会ったことが一度もなくとも、本法の目的においてお互いに家庭的関係にある。</p> <p>1975年家族法(連邦)第4AB(1)項は、家庭内暴力を、ある者による、その者の家族(家族構成員)を強制または支配する、もしくは家族構成員を怖がらせるような暴力、脅迫またはその他の行為と定義している。</p> <p>他の関連法令には、次のものが含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1900年犯罪法(NSW) ● 1998年子供および若年者(監護および保護)法(NSW) ● 2006年子供および若年者(監護および保護)修正(親の責任契約)法(NSW) ● 2009年子供および若年者(監護および保護)修正法案
--	--

II. DV被害者の一時保護	
1 緊急シェルター	
<p>(1) 概要</p> <p>(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法（3機関程度を例に挙げ記入）</p> <p>(3) 入所の要件</p> <p>(4) 支援内容</p> <p>(5) DV被害者が外国人の場合の支援内容（通訳支援等を含む）</p> <p>(6) その他、一時保護に関する有益な情報</p>	<p>(1) NSW 州全体に DV および家庭内暴力の被害者のための避難所があり、そのほとんどが、DV から逃れようとしている女性および子供をターゲットとしている。これらの避難所の多くの場所は、シェルターにいる者を保護するため秘密であり、主に警察からの要請、「セイファー・パスウェイ (Safer Pathway)」または危機ホットラインを通じてアクセスされる。緊急住居を含む様々な支援サービスに関する情報は、「アスク・イジー (ask izzy)」ウェブサイトを通じて見つけることもできる。</p> <p>家族およびコミュニティ・サービス局は、DV を経験している、または経験した女性および同性パートナーのための電話カウンセリング、情報および紹介を提供している州全体の無料電話番号である「DV・ライン (Domestic Violence Line)」を提供している。これは年中無休で 24 時間利用可能である。DV・ラインは女性避難所を紹介し、それが何であるか、および何をしているのかを説明する。また、家族支援サービス、カウンセリング、警察および裁判所、弁護士および病院を紹介している。移動、緊急住居およびその他の関連支援を行っている。</p> <p>「リンク 2 ホーム (Link2Home)」は家族およびコミュニティ・サービス局のもう一つのイニシアティブであり、NSW 州全体のホームレス、またはホームレスになるリスクのある人に対し情報および紹介電話サービスを提供している。</p> <p>(2-5) ここに列挙するシェルターは、NSW で利用可能なサービスの例として選ばれたに過ぎない。被害者サービス局が特定のサービスに対し推薦または優先していることを示すものではない。</p> <p>I. 「ウーマン・コミュニティ・シェルターズ (Womens Community Shelters)」は、その利用可能な多数のシェルターに関する情報を自身のウェブサイト (website) に掲載している。同組織には、ウェブサイト (website) を通じて連絡可能である。ウーマン・コミュニティ・シェルターズは、コミュニティと連携して、短期緊急住居（3ヶ月まで）および安全、快適、安心の環境における支援を提供している。このシェルターの中には、資金、雇用、教育、医療、法的助言および恒久的住居に関する支援にアクセスするための支援も提供しているとこ</p>

	<p>るもある。文化および言語が異なるクライアントへの具体的情報は広報されていない。</p> <p>II. 「エボルブ・ハウジング (Evolve Housing)」緊急住居は、DVに影響を受けた者を含む、緊急の住居ニーズを持つ人たちに、3ヶ月までの一時的住居を提供している。このサービスにアクセスするためにはオーストラリア国籍であるか永住者で、かつホームレスまたはホームレスになるリスクにある者でなければならない。文化および言語が異なるクライアントへの具体的情報は広報されていない。</p> <p>III. 「リンキング・ハーツ (Linking hearts)」は、NSW 州家族およびコミュニティ・サービス局が資金を提供するプログラムで、文化的および言語的に異なる背景を持つ家族に対し、安全で支援が受けられる緊急および移行時の居住施設を提供している。このサービスは、DV および家庭内暴力から逃れる女性および子供、ならびに緊急保護施設を必要とする避難民を含む、ホームレスのリスクにある個人のために文化的に適切なサービスを提供している。</p> <p>(6) こういったセンターの多くは通訳支援を必要とするクライアントへのサービスについて具体的に挙げていない一方、「多文化 NSW (Multicultural NSW) 言語サービス」は、オースラン (オーストラリアの手話) を含む 104 の言語および方言の包括的通訳および翻訳サービスを提供している。対面通訳サービスは年中無休で 24 時間利用可能である。「テレフォン・アンド・インタープリティング・サービス (Telephone and Interpreting Service (TIS))」は、緊急電話通訳および事前予約電話通訳を提供する国のサービスである。電話番号は 131 450 でサービスは 24 時間利用可能である。</p>
<p>2 警察による加害者への対応</p>	
<p>(1) 概要</p> <p>(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法</p> <p>(3) DVの通報があった場合の警察の対応</p> <p>(4) 接近禁止命令等を守らない加害者に対す</p>	<p>(1) NSW 州警察省はコミュニティと連携し、NSW 州の暴力、犯罪および恐怖を軽減している。</p> <p>(2) NSW 州警察省 (NSW Police Force) は 131 444 で非緊急サービスに、また緊急時には 000 で緊急サービスに連絡できる。犯罪または犯罪の疑いに関する情報も、クライム・ストッパーズ (Crime Stoppers) に 1800 333 000 で報告できる。ローカル・エリア・コマンド (Local Area Commands) と呼ばれる現地の警察署は、ほとんどの地域で利用可能であり、被害者が警察と連絡を取るために訪問できる。</p> <p>(3) 「DV および家庭内暴力に対する NSW 州警察省の対応についての実施規則 (Code of practice for the NSW Police Force Response to Domestic and Family Violence)」において、DV およ</p>

<p>る警察の対応</p> <p>(5) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮 (通訳支援等を含む)</p> <p>(6) その他, 警察等に関する有益な情報</p>	<p>び家庭内暴力への警察の対応が概観されている。ローカル・エリア・コマンド (LAC) がコミュニティ内の DV および家庭内暴力の報告に対する対応に責任を負っている。DV および家庭内暴力の報告がなされる場合、警察はその現場に向かい調査を行う。警察は出来る限りの情報を取得し、リスクおよび脅威を評価し、必要な場合には医療支援を要請し、事件を「コンピュータ化された警察活動運用システム (COPS)」に記録する。警察官はまた、保護の必要な被害者および家族構成員に代わって暴力停止命令 (AVO) の申請を開始することができる。</p> <p>現場に到着した警察官は以下のことを行う：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現場にいる人の安全と福祉を確保する • 必要な場合には現場への安全な経路を回復させる • 子供や目撃者を見つけ出す • 裁判所命令違反を含む実行された犯罪を探知する • 犯則者を特定し取り押さえる • 現場を保全し物理的証拠を回収する <p>警察官はまた、被害者に対する DV の脅威度合いをより良く、より一貫して特定するためにセイフター・パスウェイ (Safer Pathway) イニシアティブの一部として開発された DV 安全評価ツール (DVSTA) を使用して、リスクと脅威を評価する。脅威にある、または深刻な脅威にあると判明した被害者は、州の中央紹介所へと紹介される。中央紹介所が情報を受領すると、事件は最も近い地方調整所へと割当てられる。その後地方調整所の DV および家庭内暴力担当者が、被害者に連絡を取り、その安全を確保する。被害者にプロセスを説明し、必要とするその他のサービスを紹介する。深刻な脅威にあると判明した被害者は、安全行動会議へ紹介される。安全行動会議では、被害者およびその子供が安全でいられるための計画を策定するため、必要情報を共有する政府や非政府サービスと連携する。警察はまた、被害者を支援し得る関連サービスについての連絡先を列挙する「被害者カード」を被害者すべてに提供する。</p> <p>LAC にはまた、DV 連絡官 (DVLO) がいる場合もある。DVLO は、DV および家庭内暴力の被害者を支援するための専門の知識およびスキルを有している。連絡官は関連現地サービスに関する情報および被害者へのフォローアップ支援を含め、他の警察に支援を提供する。</p> <p>(4) 2007 年犯罪 (DV および個人的暴力) 法に基づき AVO が申請され、発行される。AVO は同法が定義し、DV 停止命令 (ADVO) または個人暴力停止命令 (APVO) を含む。AVO 違反は犯罪行</p>
---	--

	<p>為である。AVOが違反されたとの報告を警察が受領する場合、警察は違反の疑いを調査する。警察がAVO違反の場所で違反の疑いがある者を特定する場合、警察は逮捕する権限を持つ。</p> <p>(5) 2013年被害者の権利および支援法 (NSW州) 第6条に基づき、被害者はすべて、丁寧に、思いやりと文化的感受性、被害者の権利の尊重および威厳をもって扱われる権利を持つ。被害者はまた、自身が利用可能なサービスおよび救済手段について通知され、被害者のニーズに対応する福祉、健康、カウンセリングおよび法的支援に対するアクセスを持つ権利を有する。警察は、被害者の文化、言語または国籍に関係なく、その権利を支持する義務がある。「多文化NSW (Multicultural NSW) 言語サービス」は、オースラン (オーストラリアの手話) を含む104の言語および方言の包括的通訳および翻訳サービスを提供している。対面通訳サービスは年中無休で24時間利用可能である。</p> <p>(6) 該当なし</p>
--	--

<p>3 警察によるDV被害者の支援</p>	
<p>(1) 概要</p> <p>(2) 警察によるDV被害者支援の内容</p> <p>(3) 告訴, 被害届等の書類の入手方法</p> <p>(4) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮 (通訳支援等を含む)</p> <p>(5) その他, 警察によるDV被害者支援に関する有益な情報</p>	<p>(1) NSW州警察省が、被害者の安全確保、暴力行為の疑いの調査、被害者に対する情報とサービスへのアクセスを提供することで、ドメスティック被害者の支援を行っている。</p> <p>(2) 警察が被害者に提供する支援は次のとおり：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 警察はDVの報告すべてを真摯に受け止める。 ● 特定の場所でDVの報告がなされる場合、警察は現場に向かう。 ● 警察は犯罪行為が発生したかどうかを調査し、該当する場合には保護が必要な被害者および家族構成員に代わり暴力停止命令 (AVO) 申請を開始する。 ● DV事件の現場で警察官は、セーフター・パスウェイ (Safer Pathway) イニシアティブの一部であるDV安全評価ツール (DVSTA) を使用して、リスクと脅威を評価する。脅威にある、または深刻な脅威にあると判明した被害者は、州の中央紹介所へと紹介される。中央紹介所が情報を受領すると、事件は最も近い地方調整所へと割当てられる。その後地方調整所のDVおよび家庭内暴力担当者が、被害者に連絡を取り、その安全を確保する。被害者にプロセスを説明し、必要とするその他のサービスを紹介する。深刻な脅威にあると判明した被害者は、安全行動会議へと紹介される。安全行動会議では、被害者およびその子供が安全

	<p>でいられるための計画を策定するため、必要情報を共有する政府および非政府サービスと連携する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 警察は被害者すべてを地域における関連支援サービスに紹介する。 ● DVLO は、被害者へのフォローアップがなされるよう支援機関またはサービスと連携する。 ● DVLO はまた、AVO に関する裁判プロセスを通じ被害者を支援する。 ● 警察は、2013 年被害者の権利および支援法 (NSW 州) 第 6 条が定める被害者の権利を支持する。 <p>(3) 2013 年被害者の権利および支援法 (NSW 州) 第 6 条に基づき、被害者は被告の起訴に関する情報に対する権利を持つ。被害者の権利憲章には、以下について被害者は適時に通知されると定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 被告に対する起訴または起訴しない理由、 (b) 被告が他の起訴理由の完全な免責の見返りに、より深刻でない起訴理由について有罪の申立てをすることを受諾する判断を含む、被告に対する起訴理由の修正または進めないという検察の決定、 (c) 被告に対する起訴理由の審理の日時および場所、 (d) 被告に対する刑事手続の結果（控訴に関する手続きを含む） および課された刑罰。 <p>被害者には通常警察に対する正式な供述書の写しが提供され、また写しを求めることもできる。事件に関するその他の情報は一般に入手不可能であるが、召喚状を通じて、もしくは 2009 年政府情報 (一般のアクセス) 法または他の関連法令に基づき要請することができる。これらの要請は、外部情報アクセスユニットが管理する。</p> <p>(4) 第 2 セクション回答 5 を参照。</p> <p>(5) 該当なし</p>
<p>4 その他一時保護に関する制度</p>	
	<p>警察は義務的報告者 (mandatory reporters) である。つまり、子供が虐待またはネグレクトから害を受けるリスクがあると判断される場合、警察は 132 111 の児童保護ヘルプライン (Child Protection)</p>

	<p>Helpline) に連絡する。児童保護ヘルプラインは年中無休で 24 時間州全体で稼働するコールセンターで、報告すべてを受領し選別する専門資格を持つケースワーカーが従事している。必要な場合には被害者に対し緊急治療が要請される。</p>
--	---

III. DV被害者の自立支援	
1 医療保険	
<p>(1) 概要</p> <p>(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・医療保険の申込み方法</p> <p>(3) 利用の要件</p> <p>(4) DV被害者が外国人の場合の配慮</p> <p>(5) その他、医療保険に関する有益な情報</p>	<p>(1-2) オーストラリアには、メディケア (Medicare) と呼ばれる国家医療制度がある。メディケアは以下のものに対するアクセスを支援している：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 無料または低費用での以下のものを含む幅広い医療サービス： <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師 ○ 専門家 ○ 検眼医、および ○ 時には歯科医およびその他の同様の医療専門家 ● 低費用での処方箋、および ● 公共病院における一般患者としての無料でのケア <p>(3-4) メディケアの資格を持つ (eligible) ためには以下のいずれかでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オーストラリア国籍 ● ニュージーランド国籍 ● オーストラリア永住者 ● 永住者申請中—条件あり ● 省令で対象となる者、または ● 永住者のための再入国ビザ保有者 <p>相互医療協定締結国から訪問している場合もメディケアカードを取得できる。メディケアへのアクセスに関する情報はここ (here) で確認できる。</p>

	<p>メディケア請求についてのオプションに関する情報はここ (here) で確認できる。</p> <p>(6) NSW 州においては多くの企業も民間健康保険を提供しており、その資格は各提供会社により異なる。被害者サービス局も、被害者支援制度 (victims support scheme) を通じ支援を提供できる。DV または家庭内暴力の被害者は、医療支出への金銭的支援に申請できる。この支援の資格があるためには、NSW 州で起こった暴力行為の一次被害者でなければならない。被害者である子供の親が請求できる場合もある。申請のために、被害者は申請書を記入し、次のものを提出しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 警察または政府機関の報告書 ● 傷害の証拠 ● 請求する費用の証拠（例：見積書、請求書または虜囚書） ● さらに情報が必要となる場合もある。 <p>申請は、暴力行為から2年以内、または被害者が18歳になってから2年以内に行わなければならない。</p>
<p>2 生活保護</p>	
<p>(1) 概要</p> <p>(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・生活保護の申込方法</p> <p>(3) 受給の要件</p> <p>(4) 支援の内容</p> <p>(5) DV被害者が外国人の場合の配慮</p> <p>(6) その他、生活保護に関する有益な情報</p>	<p>DV または家庭内暴力の被害者支援制度に基づき、緊急のニーズ、例えば賃料支援、家具、育児移転費用、もしくはセキュリティ・スクリーンまたは鍵の変更に対する金銭的支援に申請でき、上限は5,000ドルである。また、医療支出、収入喪失、裁判関連費用および個人資産の損失または損害に対し、上限を30,000ドルとする経済的損失関連支援というもう一つの支援の柱がある。申請者にオーストラリア国籍という要件はないが、2013年被害者の権利および支援法第39条に、厳格な証拠要件が見られる。異なった支援の柱にアクセスするには異なった証拠要件が必要となり、それには、警察または政府機関に報告をしなければいけないこと、および精神的または身体的のいずれかの傷害の証拠がなければならないことを含む。</p>

3 家族・育児給付等	
<p>(1) 概要</p> <p>(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・家族育児給付の申込方法</p> <p>(3) 支援の要件</p> <p>(4) 支援の内容</p> <p>(5) DV被害者が外国人の場合の配慮</p> <p>(6) その他、家族・育児給付等に関する有益な情報</p>	<p>DV または家庭内暴力の被害者支援制度に基づき、緊急のニーズ、例えば賃料支援、家具、育児移転費用、もしくはセキュリティ・スクリーンまたは鍵の変更に対する金銭的支援に申請でき、上限は5,000ドルである。また、医療支出、収入喪失、裁判関連費用および個人資産の損失または損害に対し、上限を30,000ドルとする経済的損失関連支援というもう一つの支援の柱がある。</p> <p>申請者にオーストラリア国籍という要件はないが、2013年被害者の権利および支援法第39条に、厳格な証拠要件が見られる。異なった支援の柱にアクセスするには異なった証拠要件が必要となり、それには、警察または政府機関に報告をしなければいけないこと、および精神的または身体的のいずれかの傷害の証拠がなければならないことを含む。</p> <p>その他の育児支援のオプションは、暴力犯罪被害者に特有のものではない。</p> <p>連邦政府も「育児給付 (Child Care Benefit)」を提供しており、これはデイケア、学童保育、休暇中の保育、幼稚園および保育園の費用を支援するための給付である。</p> <p>2018年7月から、新たな「育児補助金 (Child Care Subsidy)」が発効する。これは、育児給付 (CCB) および育児払戻し (CCR) を、単一の資力調査をする補助金へと入れ替えるものとなる。</p> <p>育児補助金を受取る資格を持つ個人は、いくつかの基本的な要件を満たさなければならない。これには、以下のものが含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子供の年齢 (13歳以下、かつ中等学校に通学していない) ● 子供が予防接種の要件を満たしていること ● 個人またはパートナーが住居要件を満たしていること。 <p>さらに、育児補助金の資格を持つためには、個人は提供されたケアに対し支払う責任を持たなくてはならず、オーストラリアにおいて承認された育児提供者によりケアが提供されなくてはならず、また義務教育プログラムの一部であってはならない。</p>
4 住宅支援	
<p>(1) 概要</p> <p>(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・住宅支</p>	<p>上記の緊急シェルターに加え、家族およびコミュニティ・サービス局を通じ幅広い住居支援オプション (housing assistance options) が利用可能である。これには、次が含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間賃貸支援商品 (Private rental assistance products)

<p>援の申込方法</p> <p>(3) 支援の要件</p> <p>(4) 支援の内容</p> <p>(5) DV被害者が外国人の場合</p> <p>(6) その他、住宅支援に関する有益な情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 民間賃貸補助金 • 一時住居 • 緊急一時住居 • 支援された危機住居 • 手頃な住居 • ソーシャルハウジング <p>住居サービスに関する連絡先は、ここ (here) で確認できる。</p> <p>民間賃貸補助金は、DVのために手頃な民間賃貸住居へのアクセスにリスクがある人を支援する。ほとんどの住居支援商品は、依頼者がオーストラリア国籍または永住者資格を持っており、ニュー・サウス・ウェールズ州 (NSW) の住民であることを求めている。</p> <p>家族およびコミュニティ・サービス局の「家において、暴力を追放する (Staying Home, Leaving Violence)」プログラムは、NSW 州警察省と連携し、女性と子供が住んでいる場所に安全に残ることができるよう、加害者を家族の家から排除することで、ホームレスとなることを防ぐことを目的としている。また、安全計画策定、家の安全確保の改善、資金管理における支援、子供への支援および法的プロセス全体を通じた女性支援といった、被害者への幅広い支援も提供している。</p>
<p>5 求職に関する支援・職業訓練</p>	
<p>(1) 概要</p> <p>(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法</p> <p>(3) 支援の要件</p> <p>(4) 支援の内容</p> <p>(5) DV被害者が外国人の場合</p>	<p>NSW 州産業局の NSW 訓練サービス (Training Services NSW) は、政府が資金を提供する NSW 州における職業教育訓練 (VET) に責任を負っている。NSW 州職業訓練サービスは「スマート・アンド・スキルド」プログラム、実習および研修ならびに大人およびコミュニティ教育を含む、資金提供を受けたプログラムの実施に責任を負っている。</p> <p>難民支援イニシアティブ (Refugee Support Initiatives) は、スマート・アンド・スキルドに基づく無償の研修アクセスを通じ難民を支援し、また長期的な技能雇用を通じて当州への貢献を最大化することを目的とした雇用支援を提供するよう設計されている。</p> <p>「アスク・イジー (ask izzy)」ウェブサイトも、特定分野における教育訓練提供者へアクセスする情報を提供している。</p>

(6) その他, 求職支援に関する有益な情報	
6 在留資格	
<p>(1) 外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法 (DV被害者のための特別なビザ等を含む)</p> <p>(2) 手続の方法</p> <p>(3) 在留資格に関する有益な情報</p>	<p>1958年移民法(連邦)は、DVまたは家庭内暴力により関係が壊される場合で、かつ被害者が一時パートナー(または配偶者)ビザでオーストラリアに来ている場合、被害者は永住権を申請できることを認めている。</p> <p>移民助言権利センター (Immigration Advice and Rights Centre Inc) は、ニュー・サウス・ウェールズ州における難民および金銭的に恵まれない移民に対し、無料の助言および代理を提供している。</p> <p>移民女性のための支援組織「スピークアウト協会」 (Immigrant Women's Speakout Association) は、NSW州の移民女性および難民女性を代表する最大の弁護、情報、紹介および研究組織である。</p> <p>リーガルエイド NSW も、法律問題において人々を助けている。同組織には専門の DV・ユニット (Domestic Violence Unit) があり、DVまたは家庭内暴力により関係が壊れた場合の移民問題について支援している。</p> <p>DV または家庭内暴力を経験する人たちのビザ・ステータスに関する情報は、ここ (here) で確認できる。</p> <p>難民を支援する幅広い非政府サービスの一つに、亡命希望者センターがある。情報はここ (here) で確認できる。</p>
7 DV被害者支援機関・福祉事務所による自立のための支援	
<p>(1) 概要</p> <p>(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法 (3機関程度を例に挙げて記入)</p> <p>(3) 利用の要件</p> <p>(4) 支援の内容</p>	<p>DV および家庭内暴力の被害者の支援提供に関連する機関は多数ある。</p> <p>被害者サービス局 (Victims Services) は、被害者を支援するケアパッケージを提供する被害者支援制度 (Victims Support Scheme) を通じて支援を提供している。当方は、刑事裁判および福祉システムの取決めを支援するため、情報を提供し、他のサービスへの紹介を行い、継続中の助言を行う。被害者のケアパッケージには、次の5種類の支援のうちのいくつか、またはそのすべてをおそらく含んでいる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報および支援 ● カウンセリング

<p>(5) DV被害者が外国人の場合の配慮（通訳支援を含む）</p> <p>(6) その他、公的相談機関に関する有益な情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急のニーズに対する金銭的支援 ● 経済的損失に対する金銭的支援 ● 認定支払い ● カウンセリングへの金銭的支援およびアクセス <p>被害者サービス局は、NSW 州における暴力犯罪の被害者となった人たちに対し、無料の個人カウンセリングサービスを行う認定カウンセリングサービス (Approved Counselling Service (ACS)) を提供している。ACS は殺人被害者の家族構成員、現在暴力を受けている人、および最近または過去に暴力を経験した人が利用可能である。被害者が、他者または機関に対して暴力を報告する必要はない。カウンセリングは2 2時間以内の短期で提供され、リハビリテーションに明確に重きを置いている。</p> <p>NSW 州政府はまた、支援についてセイファー・パスウェイ (Safer Pathway) プログラムを推奨している。セイファー・パスウェイは、DV の被害者のための安全の評価、紹介およびサービス調整への合理化され統一されたアプローチである。DVSAT を使用して警察により脅威または深刻な脅威にあると判明した被害者は、州全体の中央紹介所へと紹介される。中央紹介所が情報を受領すると、事件は最も近い地方調整所へと割当てられる。その後地方調整所の DV および家庭内暴力担当者が、被害者に連絡を取り、その安全を確保する。被害者に対しプロセスを説明し、必要とするその他のサービスを紹介する。深刻な脅威にあると判明した被害者は、安全行動会議へ紹介される。安全行動会議では、被害者およびその子供が安全でいられる計画を策定するため、必要情報を共有する政府および非政府サービス提供者を巻き込む。</p> <p>NSW 州法的支援 DV・ユニット (Domestic Violence Unit) は、法律問題について支援を提供している。</p> <p>NSW 州法的支援は、女性の DV 裁判弁護プログラム (WDVCAP) を通じ、29 の女性の DV 裁判弁護サービスに資金提供を行っている。WDVCAP の目的は、DV を経験している女性および子供が、DV 停止命令 (ADVO) を通じ法的保護を取得できるよう支援することである。</p> <p>WDVCAP の目的は、以下の全体的サービスを提供することである：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● DV を経験していた、または経験している女性および子供が、DV 停止命令 (ADVO) 申請を通じ、NSW 州地方裁判所から有効な法的保護を取得することを支援する。 ● その他の法的および社会的／福祉的ニーズについて支援が可能な専門サービス・ネットワ
--	---

	<p>ークへのアクセスを奨励する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本サービスを通じ確立したパートナーシップを通じ、現地サービスが DV に有効に対応する能力の構築を支援する。 <p>家族およびコミュニティ・サービス局は、子供の保護 (child protection) 策、住居支援 (housing support) および DV・ライン (Domestic Violence Line) を通じて、家庭内暴力および DV の被害者を支援している。</p> <p>国の支援機関には、1880RESPECT といったサービスが含まれている。同サービスは、オーストラリア政府社会サービス省が資金提供をしており、以下の人について支援を提供している：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 性的暴行、DV または家庭内暴力を経験している、またはそのリスクにある者 ● 上記の者の友人および家族 ● 性的暴行、DV または家庭内暴力を経験している、またはそのリスクにある者を支援する労働者および専門家 <p>1880RESPECT は以下の者を含むオーストラリア人すべてにカウンセリング、情報および紹介サービスを提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 英語を話さない者 ● 通訳者または翻訳者を通じて話す方が簡単だと思う者 ● 盲目または目の不自由な者 ● 聾者または耳の不自由な者 ● 口がきけない者または話すのが困難な者 <p>国家翻訳通訳サービス (National Translating and Interpreting Service) が、非英語話者に対し支援を提供できる。</p>
8	その他の自立支援制度
	<p>数多くの DV 支援機関に関する情報は、ホワイト・リボンのウェブサイト (White Ribbon website) で確認できる。</p>

IV. DV関連の司法手続	
1 DV被害者が緊急時に取り得る司法手続 ※ DV被害者又は近親者への接近禁止命令, 住居からの退去命令等を含む	
(1) 概要 (調査対象地域を明記) (2) 裁判所の判断が出されるまでの期間 (3) 裁判所の判断が効力を有する期間 (4) 具体的な申立方法 (5) 弁護士を選任の要否 (6) 外国人であるDV被害者に有益な情報 (7) その他DV被害者に有益な情報	暴力停止命令 (AVO) は、DVの被害者が将来の暴力または安全への脅威を恐れている場合に、彼らを保護するための命令である。禁止命令または保護命令と呼ばれることもある。AVOには2つの種類がある： <ul style="list-style-type: none"> • DV停止命令 (ADVO)：関与する人々が、家庭関係または親密な関係にある、あるいはあった場合に出される。女性のDV裁判弁護士サービスは、ADVO案件において女性を支援するために資金提供を受けている。 • 個人暴力停止命令 (APVO)：関与する人々が、家庭関係または親密な関係にない場合に出される。例えば、隣人または誰かにストーカー被害や脅迫を受けている場合など。 AVOは刑事責任ではなく、保護を提供するための命令である。AVOは、被害者およびその子供が安全を感じられるよう、もう一方の者の行動に対する制限を定める。そして、AVOの申請は、被害者自身または警察によりなされ得る。個人が申請する場合、地方裁判所または弁護士を通じて行える。弁護士を雇うことは義務ではない。女性のDV裁判弁護士サービスは、AVOを申請する女性に対し法的助言を手配できる。AVOを申請すると、公判日が指定される。申請は警察が被告に送達される。警察が被害者に代わり暴力停止命令を申請した場合、警察検察官が裁判所に本件を提出するため、弁護士を必要としない。被害者が地方裁判所を通じ暴力停止命令を自身で申請した場合、自身でも代表は可能ではあるが、自身を代理する弁護士を雇うということが、義務ではないが推奨される。AVOの期間は、AVOが裁判所で付与される際に決定される。明示された期間が終わる前に、被告に対する合理的な恐怖がある限り、個人は命令の延長を申請できる。
2 1の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置 ※ 上記1への不服申立て, 出国禁止命令の申請, DV被害者から加害者自身もDVを受けたことを内容とする告訴等	
(1) 概要 (調査対象地域を明記)	被告はAVO申請に応じることができる。被告ができることは以下のとおり：

<p>(2) 加害者側の措置が効力を有する期間</p> <p>(3) DV被害者が取り得る対抗策</p> <p>(4) 外国人であるDV被害者に有益な情報</p> <p>(5) その他、加害者側の対抗措置に関する有益な情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法的助言を得るために時間を求めることができ、裁判が延期され得る 申立てを認めずに AVO に同意（合意）することができ、最終的な AVO が出される 保護される者を怯えさせる行動をやめると裁判所に対し宣誓（公的に約束）することを提案し、申請者は申請を撤回できる。 AVO に同意（合意）せず、裁判が審理のために掲示される可能性があり、申述のための命令が出される可能性がある。 <p>最終的な AVO が出される場合、保護される者は AVO に保護される。AVO が出された個人は、28日以内に地区裁判所に判決について控訴できる。審理に出頭しなかった場合は破棄を申請できる。</p>
<p>3 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続</p>	
<p>(1) 概要（調査対象地域を明記）</p> <p>(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間</p> <p>(3) 裁判所の判断が効力を有する期間</p> <p>(4) 具体的な申立方法</p> <p>(5) 弁護士を選任の要否</p> <p>(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報</p> <p>(7) その他、生活費の確保に関する有益な情報（同種の行政手続等を含む）</p>	<p>NSW 州における DV および家庭内暴力に関連する費用について、被害者サービス局は被害者に対し金銭的支援を提供できる。</p> <p>ある者が被害者の傷害につながる犯罪について有罪宣告を受ける場合、犯則者から金銭を取り戻すため、被害者サービス局が賠償請求訴訟を起こすことができる。有罪宣告を受けた犯則者は、基金が被害者に支払う被害者支援金のすべてまたは一部を払戻すよう命令される場合がある。これは、犯則者が被害者への支援に貢献することを確実にするためである。</p> <p>裁判所はまた被告に対し、罰則の一部として被害者に対し直接補償金または「懲罰金」を支払うよう命令する場合がある。</p>
<p>4 DVがある場合の離婚手続</p>	
<p>(1) 概要（調査対象地域を明記）</p>	<p>(1) オーストラリアにおける離婚は、国家法令に基づいている。1975年家族法（連邦）は、離婚は結婚</p>

<p>(2) 監護権についての裁判所の判断の傾向</p> <p>(3) いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向</p> <p>(4) 離婚手続における養育費についての判断の傾向</p> <p>(5) 離婚手続における面会交流についての判断の傾向</p> <p>(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報</p> <p>(7) その他、離婚手続に関する有益な情報</p>	<p>が修復不能な程度に破綻したことを根拠になされると定めている。両当事者が、離婚を申請する直前の12ヶ月以上の期間継続して別居していると裁判所が認める場合にのみ、離婚が認められる。離婚に関する動向およびその他のデータ、または子供の居住については、被害者サービス局は提供できない。</p> <p>(2-5) 関係において発生するDVまたは家庭内暴力は、離婚訴訟の一部として出される養育命令における主要な検討事項である。1975年家族法（連邦）第64B条によると、養育命令は次のような事項を扱う：</p> <p>(a) 子が同居する者；</p> <p>(b) 子がもう一方の者と過ごす時間；</p> <p>(c) 子に対する親権；</p> <p>1975年家族法（連邦）第60CA条は、子に対する特定の養育命令を出すかどうかを判断するにあたり、裁判所は子の最善の利益を最重要の検討事項と考えなければならないと定めている。第60CC条は、子の最善の利益の判断における主な検討事項は次のとおりと定めている。</p> <p>(a) 子の両親双方との有意義な関係を持つという子への利益；および</p> <p>(b) 虐待、ネグレクトまたは家庭内暴力の対象となる、もしくはそれらに晒されることからの身体的または精神的損害から子を保護する必要性。</p> <p>第60CG条に基づき、裁判所は養育命令が次のとおりであることを確保しなければならない。</p> <p>(a) あらゆる家庭内暴力命令と一貫していること；および</p> <p>(b) 人を受容できない家庭内暴力のリスクに晒さないこと。</p> <p>(6) オーストラリアで離婚を申請するためには、婚姻関係の少なくとも一方の当事者は：</p> <ul style="list-style-type: none"> • オーストラリアを本拠地と見なし、かつオーストラリアに無期限に住む意図でなければならない。または、 • 出生、血統またはオーストラリア国籍の付与によりオーストラリア国籍でなければならない。または • 普段オーストラリアに居住し、離婚申請直前の12ヶ月間そうしていなければならない。
<p>5 DV被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続</p>	
<p>(1) 概要（調査対象地域を明記）</p>	<p>既存の裁判所命令を変更するためには、申請者／当事者は、変更が必要となる状況の著しい変化があったこ</p>

<p>(2) 具体的な申立方法</p> <p>(3) 弁護士を選任の要否</p> <p>(4) 監護権の変更に関する裁判所の判断の傾向</p> <p>(5) 外国人であるDV被害者に有益な情報</p> <p>(6) その他、監護権の変更に関する有益な情報</p>	<p>とを示さなければならない。</p> <p>当事者らが修正に同意する場合、当事者らは、裁判所に出頭する必要なく、家族が命令へと作り替えることができる同意命令案に署名できる。</p> <p>当事者らが合意に至れない場合、家族紛争解決会議への出席を含む訴訟前手続きに参加する必要がある。家庭内暴力または子供の虐待の履歴がある場合は、家族紛争解決に参加することは適切ではない可能性がある。</p> <p>紛争解決が有効でない、または取組む事ができない場合、両当事者は最初の養育命令の際に取られたのと類似の法的手続きに着手しなければならない。</p> <p>弁護士は強制ではないが推奨される。</p>
<p>6 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続</p>	
<p>(1) 概要（調査対象地域を明記）</p> <p>(2) 具体的な申立方法</p> <p>(3) 弁護士を選任の要否</p> <p>(4) 転居に関する裁判所の判断の傾向</p> <p>(5) 外国人であるDV被害者に有益な情報</p> <p>(6) その他、転居に関する有益な情報</p>	<p>一方当事者が子供とともに他の都市、州または国へと引っ越しを希望する場合、裁判所の許可を求めなければならない。引っ越しにより、一方の親または子供の生活において重要な者と子供が過ごす時間が制限される場合、裁判所は許可を出さない可能性がある。</p> <p>第一に、当事者らは引っ越しについて合意するよう努力すべきである。</p> <p>当事者らが引っ越しについて合意に至れない場合、引っ越しを行う当事者は、引っ越しを認める命令を裁判所に申請できる。裁判所は許可をしない可能性がある。裁判所は子供の最善の利益および福祉を考慮する。</p> <p>弁護士は強制ではないが推奨される。</p>
<p>7 DV被害者が面会交流の態様を変更したい場合の司法手続</p>	
<p>(1) 概要（調査対象地域を明記）</p>	<p>子の監護権の変更に関する法的プロセスについては、基本的なプロセスは第5セクションの議論と同様である。</p>

<ul style="list-style-type: none"> (2) 具体的な申立方法 (3) 弁護士の選任の可否 (4) 面会交流の態様変更についての裁判所の判断の傾向 (5) 外国人である被害者に有益な情報 (6) その他、面会交流の内容変更に関する有益な情報 	<p>る。</p>
<p>8 弁護士への依頼</p>	
<ul style="list-style-type: none"> (1) DVに詳しい弁護士の探し方 (2) 外国語対応が可能な弁護士の探し方 (3) 弁護士への依頼方法 (4) 弁護士費用の相場 (5) リーガルエイド (6) 外国人であるDV被害者に有益な情報 (7) その他、弁護士への依頼に関する有益な情報 	<p>NSW 州法的支援は、法的問題について人々を支援する。NSW 州法的支援は、NSW 州全体において、すべての地方裁判所および多くのその他の裁判所および法廷に弁護士を有している。これらの「当番弁護士」は、その日に裁判所で案件があるが自身の弁護士を持たない人々を支援する。NSW 州法的支援にはまた、クライアントが自身の法的問題および自身が持つ選択肢についてよりよく理解することを支援する専門の DV・ユニットがある。同ユニットは、NSW 州において法的問題を持つ人々に対し法的支援を提供する、無料の電話およびオンライン政府サービスである NSW 州 LawAccess を提供している。</p> <p>その他の種類の支援も利用可能である。女性の DV 裁判弁護士サービスは、DV を経験している女性および子供を NSW 州周辺の多数の地方裁判所で支援している。</p> <p>弁護士の継続的な法的支援が必要なクライアントは、「法的支援助成金」を申請できる。クライアントが法的支援助成金を得ているということは、NSW 州法的支援で働いている、またはそれに支払いを受けている弁護士が、訴訟において代理を務めてくれることを意味する。クライアントが法的支援助成金を受け取る場合、法的費用に対する寄付を支払うよう通常依頼される。また、クライアント負担で利用可能な開業民間弁護士は、NSW 州に多数いる。</p>

9	その他のDVに関する司法手続	

V. ハーグ条約に基づきDV被害者が調査対象国に帰国する場合について		
※ 子の連れ去り・留置を行ったDV被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に常居所地国に帰国する場合を想定		
1 ハーグ条約に基づきDV被害者が帰国する前に、調査対象地域でDV被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法		
※ 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がないか等		
		国際条約の問題として、本件は連邦レベルで扱われるものであり、NSW 州の管轄権外である。オーストラリア連邦警察が、未発行の逮捕令状に関する情報取得に責任を負うだろう。
2 DV被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV被害者の帰国前に刑事手続を止める方法		
※ アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等		
		国際条約の問題として、本件は連邦レベルで扱われるものであり、NSW 州の管轄権外である。
3 ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法		
※ アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等		

	国際条約の問題として、本件は連邦レベルで扱われるものであり、NSW 州の管轄権外である。
4 その他、ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報	

VI. その他の関連情報